

鳥取県告示第644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社アドバン 取締役 谷口 信	鳥取市若葉台北 四丁目7-1	デイサービスわかば	鳥取市若葉台北六丁 目3-27	平成20年9月1 日